

CONTENTS

[巻頭言] コーポレート・ガバナンスと法人税制……………池尾和人・2

巻頭論文 不動産関連税制の現状と課題……………前川俊一・8

特集 知的財産の最新税務問題

- 知的財産をめぐる最近の動向と実務の現状……………鬼頭朱実・32
- 鑑定事例からみた知的財産の評価と税務……………須田孝一郎・40
- 知的財産による資金調達スキームと税務……………杉本 茂・金子 勲・55
- 組織再編における知的財産の会計と税務……………岸 務・團 浩行・66
- ロイヤリティーに係る移転価格課税の問題……………赤松 晃・73
- 職務発明の対価における税務……………山下 貴・82

[実務解説] 償却資産管理システムと公正な決算報告
……………大沢幸雄・土屋清人・天野俊裕・154
確定申告のための平成17年証券税制のチェックポイント…柴原 一・146
中古車リサイクル法における税務の留意点……………岸田光正・100

[判例研究] 非上場株式譲渡等の価額算定における
法人税額等相当額の控除……………中江博行・90

2月税務・労務の手続き……………4
税務・税制ニュース&トピックス……………6
所長と社員の「税金ニュース」フリートーク……………井上 修・14
【綴込付録】 国税月報 ……………169

別冊付録 平成17年分

所得税・贈与税申告書記入の
チェックポイント

竹田勝哉・小林 登



償却資産管理システムと 公正な決算報告

——除却会計(除却損)による節税効果

大沢幸雄 大成建設株式会社FM推進部長・工学博士

土屋清人 税理士法人アドヴァンス会計・税理士

天野俊裕 天野税理士事務所・税理士

1 償却資産管理なくして減損会計なし

来春の減損会計の導入に備え、多くの企業や会計専門家の間では、特に固定資産の取扱いに注目が集まっている。

その様な中、償却資産とりわけ建物・設備等について、見直しを検討すべき事項が大きく分けて2点ある。その点をクリアにしなければ、企業は、公正な決算報告ができなくなる恐れがある。

第1点は、償却資産の帳簿価額(帳簿上の未償却残高)が正確に財務諸表に反映されているか、という点である。本来、企業会計において帳簿上の未償却残高と実体としての未償却残高との間に、乖離は存在しない筈である。しかし、多くの企業で、この乖離現象が確認されている。

減損会計は、固定資産の収益力が低下した場合などに、複雑な手順を用いて減損損失を計上し、固定資産の帳簿価額を切り下げるものである。よって、仮に上記の乖離が生じていれば、減損損失の過大計上を意味し、公正な決算報告を阻害する恐れが生じる。一説には、減損会計における建物等の時価としては、代替的に帳簿価額を用いる話も聞いている。この点から、帳簿価額(帳簿上の未償却残高)が資産の実体(実体として未償却残高)を投影してなければ、

ただちにこの乖離を是正するために、今後このような事態を生じさせないための償却資産管理を行わなければならない。

第2点は、地震などの災害に対して、危機管理対策を講じているかという点である。現行の会計法規においては、取得した建物などを建物勘定にまとめて一括計上するので、一部を除却する場合でもその一部に関して場所を特定することができず、評価損として計上することは難しい。そのため地震で建物の一部が破損しても、帳簿上の建物勘定は減額できない。よって損益計算書では費用又は損失として処理できないので、貸借対照表では架空資産が計上される状態となる。そのため結果として、債権者・投資家に対し公正な決算報告を阻害する恐れが生じるのである。この点において、機能的に固定資産の場所を特定できるような管理を行っているかを検証し、対応できていなければ、これに備える形での新しい管理システムを構築すべきである。

上記の問題点から、資産の管理手法としての現在の固定資産台帳では、不十分であると言える。また、上記2点を克服できる償却資産管理を行えば、それが公正な決算報告に繋がり、ひいては節税という結果がもたらされる。

本稿では、従来の償却資産管理と会計慣行の

問題点を挙げ、固定資産に関する長期的な展望を想定した計画書（長期修繕計画書）の重要性を説き、新しい視点での償却資産の管理方法（償却資産管理システム）を展開する。それを根幹とし、除却損（除却会計）の積極的な計上（利用）をうながし、その結果として節税過程を会計的にアプローチする。また、実際の例示を設定し、その効果を検証しながら、公正な決算報告と節税とが連動していることを確認する。

そして、建物等のライフサイクルを見据えた計画書をもとに、償却資産管理を行い、それぞれの資産を個別に細分化管理することが、如何に有効であるかを示す。

尚、本稿で取り上げているシステムは、企業側（財務担当者、公認会計士、税理士）及び国税側の承認を受けていることで傍証されていることを付け加えておく。

2 従来の償却資産管理と会計慣行の問題点

建物や設備等の償却資産を取得した場合、実務家の多くは、会計慣行として建物を建物勘定に一括で計上管理するのが通例であろう。

極端な例でいえば、1,050,000,000円の建物や建物附属設備を購入した場合、

(建物) 735,000,000 (預貯金) 1,050,000,000
(建物附属設備) 315,000,000

上記の仕訳で終了しているのではないか。

それでは資産の取得時に上記のような仕訳を切り、その数年後に、竣工時のタイルの床を高価な御影石に変更した場合を想定する。

この場合、建物の取得時においてタイルを建物勘定に含めて一括計上管理していたら、そのタイルの金額を除却損として処理することができない。

[タイルの未償却残高10,000,000円]

(減価償却累計額) 5,000,000

(除却損) 10,000,000 (建物) 15,000,000

つまり上記の仕訳を切ることができない。

なぜならば、タイルの部分を建物勘定に含めて、一括計上管理しているからである。

このまま御影石への変更を行えば、御影石への支出が会計上は資本的支出とみなされ、その金額が新たに建物勘定に加算される。

つまり、タイルの未償却残高が放置されたまま、新たに御影石の金額が建物勘定に加わり、実体としての資産と帳簿上の資産との間に乖離が生じる。いわば帳簿資産が水ぶくれをきたしているのである。これを「帳簿資産の水ぶくれ」という。

それでは、「帳簿資産の水ぶくれ」を回避するためには、どのような償却資産管理が行われなければならないのであろうか。次に見ていく。

3 長期修繕計画書をもとに償却資産管理システムを構築する

上記の内容から考察すると、取得した償却資産の工事内訳書や見積書を単に細分化して、それを固定資産台帳に記載すれば「帳簿資産の水ぶくれ」を回避できると察する人が多いのではないか。

そのような形態では、従来からの固定資産台帳としての棚卸表の域を出ず、資産管理システムとしての機能を有したことはない。

その点を昇華するためには、建築物のライフサイクルに目を投じる必要がある。

実務家（文系出身者）の多くは、取得時の建築物を一時点のみでしか捉えることができない。それは、建物の知識が欠如しているために起きる。広義的には設備投資に対する知識の欠如に起因する。

建物などの固定資産は、企業の長期経営計画としての設備投資によって発生し、そのライフサイクルに渡って長期的に計画・管理されるものである。

設備投資は、新規投資をライフサイクルの始点とすれば、その延長線上に改良投資、取替え投資が生じてくる。その「改良・取替え」の言

業には、新たなものを付け加えるだけでなく、不必要なものは除去する、つまり除却することが内包されているわけである。つまり、建物等は取得から使用・修繕・改良等を経て、除却・取り壊し・廃棄に至るといった一つのライフサイクルを描くものとして想定できるので、今後発生するであろう修繕などを織り込み、それを一つの建物等の生涯設計書として取りまとめることができる。その計画書を長期修繕計画と呼ぶ。

この長期修繕計画をもとにして、一つ一つのパーツを、特定の場所の情報を具備した資産として捉えることによって、それぞれを個別の資産に区分けすることができる。このような思考のもとに、有効活用できる償却資産管理が可能となる。

4 長期修繕計画あつての償却資産管理システム

それでは長期修繕計画をもとに、どのような償却資産管理を構築しなければならないか。

従来の固定資産台帳と異なるポイントを3つ挙げる。

5 緻密な配賦

実務家は、償却資産を取得した場合、見積書または工事内訳書をもとにして、それを建物勘定や建物付属設備勘定に区分けする。

見積書や工事内訳書をベースにすることに関しては、従来の手法と変わらない。しかし、この償却資産管理のポイントは、それぞれの取得価額を算出する過程で、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、出精値引等を、直接工事費を基に按分配賦するところにある。このことにより、建物の一部を取り壊し・改築するときには、この共通経費を含めた除却対象資産の未償却残高を適切に除却することが可能となる。

そのため、共通仮設費などを単独で建物勘定に計上しておいたら、建物全てを取り壊さない限り、それらの共通経費部分のすべてが存続資

産の未償却残高として帳簿に取り残されることになる。

6 場所コードの設定

法人税基本通達7-7-5の(1)には「減価償却費の額を個々の資産に合理的に配賦するため」とあるが、この個々の資産を特定するためには、場所コードを設定し、それぞれについて取得価額等を明確にする必要がある。

場所コードの設定は、ただ場所を特定するためにコード分類するのではなく、当該建物についての特徴を加味した固有の分類とする。

即ち、面（外部面、内部面、低層部面、高層部面、方位面など）、階（地下階、地上階、塔屋階、屋上など）、部屋（共用部、専用部、部屋用途など）、系統（コア部、外周部、方位部など）等を単位として、図面で確認できる分類を設定しなければならない。

建設業の工事請負契約にける契約書は、根本は図面であるからである。

7 物理的形態分類による処理方法

システムという言葉を使うと、コンピューターを連想し、中小零細企業には縁遠い話のように聞こえる人が多いかもしれない。

しかし、このコンピューターによる管理の裏には、実は「恣意性」を如何に排除するかという、重要な機能が含まれている。実務家の多くは、固定資産を購入した場合、できるだけ修繕費勘定を用いて、資本的支出としての処理を避けたいと考えるものである。そこには、恣意性が見え隠れする。償却資産を管理するにあたっては、それを如何に避けるかが一つの課題であり、それは公正な決算報告へと繋がっていくのである。

そこで、表1「システム化において採用した処理方法」を参照されたい。物理的形態分類とは、実際に行われた内容がどの形態に含まれるかによって、予め処理方法を決定しておくこと

を意味したものである。「AならばB」というコンピューター特有の論理を逆手に取ることで、恣意性が排除されるわけである。

その意味で、ソフト化、コンピューター化の意義は非常に大きい(表1)。

この点を現象化したものが「償却資産管理システム」である。その体系を図で表すと図1「工事分類、資産計上分類コードの体系」になる。やはり、この償却資産管理システムの特筆すべき点は、建物を複数の資産の統合物として

捉えている点である。また個々の資産に場所コードを付与し、それを図面上に設定するということは、まさしく資産を3次元的に捉えていることである。

それ故、図1のように償却資産を管理しておけば、一括仕訳計上していても、除却損を計上できる。

次に、上記の説明を会計的にアプローチする。

表1 システム化において採用した処理方法

物理的形態分類	処理方法 (法人税基本通達)
A 用途変更 (用途変更のための模様替え等改造または改装工事)	[A] 資本的支出として処理 (7-8-1)
B 物理的付加 (新規設備の追加・既設設備の増設・耐震耐久性向上の補強等)	[B] 少額資産か否かで処理 (7-8-3)
C 更新	
[C-1] 通常更新 (旧資産と同等のものに取り替わる工事)	[C-1-a] 少額資産か否かで処理 (7-8-3) [C-1-b] 資産計上/除却で処理 (7-7-1, 7-8-3)
[C-2] 改良更新 (品質・性能の高いものに取り替わる工事)	[C-2-a] 少額資産か否かで処理 (7-8-3) [C-2-b] 通常を取替費用を超える部分で処理 (7-8-1の(3)) [C-2-c] 形式基準による修繕費の判定で処理 (7-8-4) [C-2-d] 資産計上/除却で処理 (7-7-1, 7-8-3)
D 修繕	
[D-1] 通常の維持管理	[D-1-a] 少額又は周期の短い費用で処理 (7-8-3) [D-1-b] 修繕費に含まれる費用で処理 (7-8-2)
[D-2] 原状回復 (き損した資産につきその原状を回復するための工事または貸付標準仕様までの原状回復工事)	[D-2] 修繕費に含まれる費用で処理 (7-8-2)
[D-3] 移設 (既設の設備等の設置場所を変更する工事)	[D-3] 修繕費に含まれる費用で処理 (7-8-2)
[D-4] 通常交換 (同等の部分・部品への交換)	[D-4] 修繕費に含まれる費用で処理 (7-8-2)
[D-5] 改良交換 (品質・性能の高い部分・部品への交換)	[D-5-a] 少額資産か否かで処理 (7-8-3) [D-5-b] 通常を取替費用を超える部分で処理 (7-8-1の(3)) [D-5-c] 形式基準による修繕費の判定で処理 (7-8-4)
E 解体・処分	
[E-1] 修繕及び更新に伴う解体・処分	[E-1] 修繕のために要した費用につき修繕費として損金処理
[E-2] 用途変更及び物理的付加に伴う解体・処分	[E-2] 資産に直接要した費用につき資本的支出として処理

注1. 資産計上/除却: 新資産を当該資産の取得価額で資産計上し、旧資産については取り壊し直前の帳簿価額を除却損失として計上する。また、旧資産の取り壊しに要した費用を修繕費として損金処理を行う。

「建築物ライフサイクルにおける償却資産管理手法の構築」参照

8 除却の考え方

除却損の計上を導くプロセス（過程）を本稿では除却会計（注1）と呼ぶ。この除却会計の定義は、「既存の建物・設備等の固定資産の一部を建替え（取付け）、取壊し（除去）を行なう際に、その建替え（取付け）または取壊した（除去）部分にあたる帳簿上の金額を確実に減額させることを目的とした一連の会計手続き」である。

敷衍的にいえば、償却資産の取得後に改良・取替え・損耗・陳腐化が発生することを予見し、取得した資産全体を個別資産の集合体として捉え、それぞれを細分化管理することにより、適正な資産の帳簿価額を導くための除却損を計上できるようにすることである。

固定資産を取巻く今までの実務家の仕事は、固定資産に対してなされた支出を、法規に照らし合わせて、できる限り修繕費の規定に沿う形での解釈を行って損金計上することであった。しかし、この除却会計は、設備投資のライフサイクルという非常に長いスタンスに立ち、仮にある時点の支出が資本的支出とみなされても、如何に将来においてその支出の一部を損金計上させるかという点にポイントがある。

除却会計は、法定耐用年数に拘束される減価

償却以外の方法で、損金計上するシステムを構築する。

この意味で除却会計は、法規の呪縛から脱するための一つのメソッドといえる。

また、除却会計は、時価主義（価値計画）をベースとした減損会計とは異なり、取得原価主義（収支計算）に基づいている。客観性や恣意性の排除という点からは、取得原価主義に優るものはない。

仮に、減損会計を導入するにしても、取得原価主義の範囲で解決できる部分にまで時価主義の考え方を持ち込むことは許されない。

9 公正な決算報告と節税効果

それでは、都内で賃貸事業を展開しているある企業が、自己の所有する某物件において、大規模なリニューアルを行った場合を例に挙げ、どの程度の水ぶくれが生じ、どれ程の節税効果が得られ、それが公正なる決算報告にどのように連動しているのかを検証する。

RC造り（鉄筋コンクリート造り）の事務所ビル（延床面積5,000㎡ 築20年）を、下記2点の理由で、大規模リニューアルした。

- ①近隣に新しい競合ビルが出現、キーテナントの退去により、競争力アップするため
- ②今後10年間の長期修繕計画を作成すると、

図1 工事分類・資産計上分類コードの体系

大分類	工事分類コード		場所コード	資産固有コード	資産計上分類コード			取得価額					
	中分類	小分類			資産の種類	構造又は用途	科目						
建築外部 (01)	屋根 (01)	アスファルト防水	塔屋屋上 (01)		建物 (01)	SRC造又はRC造のもの (01)	事務所用 (01)	〇〇〇					
		押土コンクリート							最上階屋上 (02)				
		露出砂付防水							低層部屋上 (03)	建物 (01)	SRC造又はRC造のもの (01)	店舗用 (05)	□□□
		シート防水											
		床タイル仕上											
空調・換気 (08)	熱源機器 (01)	冷凍機	B3F空調機換室 (01)	ER-1 ER-2 ER-3	建物附属設備 (02)	冷房、暖房、通風又は給排設備 (03)	その他のもの (02)	△△△					
		冷卻塔											
		ポンプ											
解体・除去 (10)													

- 注1. 工事分類コード：工事内容に基づき同一仕種（修繕箇所・単価及び更新期間・単価が同一の仕種）別に設定する。
- 注2. 場所コード：設計図面に基づき設置場所（屋上、給風系統など）別に設定する。
- 注3. 資産固有コード：設計図面に記述される機器記号・要具記号などを用いて種々に設定する。
- 注4. 資産計上分類コード：耐用年数表別表第一～第八に基づき種々に設定する。
- 注5. 取得価額：取得価額の算出方法（注1）により共通費等を按分配賦して算出する。

10年間で約4億円の修繕・更新費が予測されたため

その事務所ビルの大規模リニューアルの内容は、下記の通りである。

① 建築工事

既存の床・天井を撤去し、OAフロア・システム天井に改修

② 電気工事

照明器具・火災報知器等を更新、電気容量のアップ

③ 空調工事

セントラル方式から個別空調システムに改修

上記リニューアルの資本的支出の内訳は、建物1億2,500万円、設備2億4,000万円である。また、リニューアルに伴ない、竣工時の建物の一部、及び設備の一部が取り壊されることとな

った。

その部分の取得金額（20年前）は、建物1億円、設備2億円であり、リニューアル時のそれぞれの帳簿残高（未償却残高）は、建物が6,400万円、設備が1,000万円である。

取り壊す部分 20年後の帳簿価額

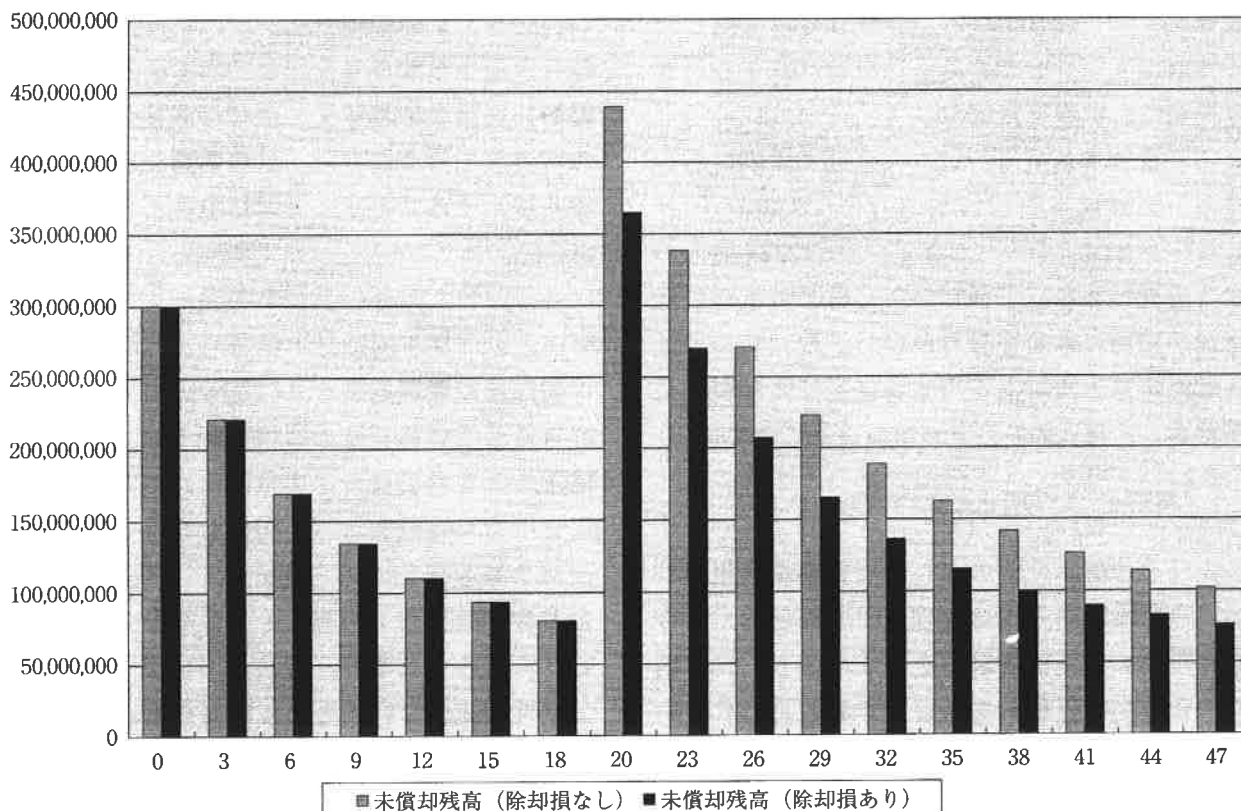
建物 100,000,000円 ⇒ 64,000,000円
(法定耐用年数50年 定額法)

設備 200,000,000円 ⇒ 10,000,000円
(法定耐用年数15年 定率法)

リニューアル時には、上記の資産の帳簿価額の合計額7,400万円は、建物本体から物理的に取り外されたため、本来であれば帳簿から削減されなければならない。

つまり、取得時に建物本体に全てを含めて一括計上していると、除却対象部分の未償却残高

図2 除却の対象となった建物及び建物付属設備の未償却残高の推移



である7,400万円を把握することができない。

よって、7,400万円が水ぶくれとなる。この7,400万円を決算報告において資産として計上しておいては、公正な決算報告とは言えない。債権者保護の観点から言えば、資産を担保に資金調達を行う慣習がある日本において、架空資産を計上しておくことは、大きな問題である。また、投資家保護の観点から言っても、資産の流動性や効率性等の指標を決算報告より算出し、それを投資の判断材料としている者に対して、有用な財務情報を提供していることにはならない。

会計上の資産に関する考え方は多々あるにしても、実際には既になくなってしまい、かつ、取得時の支出の効果が将来に向かってこれ以上発現しえなくなったものを、帳簿上、資産として表示させておくことは、企業を取巻く利害関係者に対して、誤った判断を誘導する恐れがある(図2「除却の対象となった建物及び建物付属設備の未償却残高推移」参照)。

それでは、節税効果としてはどうか。当然、取り壊すのであるから7,400万円を除却損として特別損失で計上できるわけであり、このことは税額にも影響を及ぼす。

この賃貸事務所ビルは、東京都23区内にあるため、実効税率は42.05%になる。7,400万円×42.05%=31,117,000円となる。31,117,000円もの税金を支払わなくて済むわけである。償却資産管理が如何に重要であるかがわかる。

また、地方税である固定資産税にも節税効果があることは、自ずと推測がつくところである。

10 長期修繕計画は戦略的視点である

先ほどの例示において、この企業が大規模リニューアルに踏み切った理由の一つとして「今後10年間の長期修繕計画を作成すると、10年間で約4億円の修繕・更新費が予測された」というものがあつた。この点の意味を説明する。

先に、「建物等は取得から使用・修繕・改良

等を経て除却・取り壊し・廃棄に至るという一つのライフサイクルを描くものとして想定できるので、今後発生するであろう修繕などを織り込み、それを一つの建物等の生涯設計書として取りまとめることができる」と触れた。

この点を踏まえ、この物件のライフサイクルを想定し、今後10年間の建物に関して発生する修繕・更新費を計算したものが長期修繕計画であり、その結果4億円かかることが判明した。この4億円と大規模リニューアルにかかる建物1億2,500万円、設備2億4,000万円、合計3億6,500万円とを比較し、どちらにメリットがあるかを天秤に計ることが、経営判断の指針となる。

数字を見ても、3億6,500万円の大規模リニューアルの方が安く済む。また、今すぐに大規模リニューアルを行い、競争力のアップをはかれば、テナントの入る余地も多分にあり、収益性は向上する。

ましてや、31,117,000円も節税できれば、キャッシュフロー的にもメリットがある。

つまり、長期修繕計画がなければ、企業が進むべき道を判断できないのである。設備投資の際に、間接金融としての融資や直接金融としての増資等を伴う場合に、財務判断の材料、選択肢を提示することは、非常に重要不可欠なことである。

11 法的根拠

償却資産管理システムに基づいて、水ぶくれをきたしている資産の帳簿価額を適正な金額に是正するためには、その水ぶくれの部分を適正に費用または損失として把握したうえで、資産価額を減額処理することが求められる。通常、企業会計は税務上の規定とは独立して処理されるべきものであるが、税法上の諸規定が課税の公平性の実現を目的としていることから、償却資産管理システムによる上記資産の減額が、税法上の諸規定に準拠していれば、その減額処理

からは限りなく恣意性が排除されたことを意味する。

そのための規定としては、まずは法人税基本通達（以下、法基通という。）7-7-1（取り壊した建物等の帳簿価額の損金算入）をあげることができる。

この規定は「法人がその有する建物、構築物等でまだ使用に耐え得るものを取り壊し新たにこれに代わる建物、構築物等を取得した場合（7-3-6《土地とともに取得した建物等の取壊し費等》に該当する場合を除く。）には、その取り壊した資産の取壊し直前の帳簿価額（取り壊した時における廃材等の見積額を除く。）は、その取り壊した日の属する事業年度の損金の額に算入する。」というものである。

これは、ある償却資産等を取り壊してその箇所に新しい償却資産等を据えた場合、既に可視的になくなってしまった旧償却資産等の未償却残高は、新しい償却資産等の取得価額に含めないで、そのまま損金（費用または損失）の額に算入（計上）するというものである。すなわち、影も形もなくなってしまった資産については、その帳簿価額（未償却残高）を新資産の取得価額として加算しないので、資産の水ぶくれはおきないことになる。

また第2としては、法基通7-7-5（個別償却資産の除却価額）をあげることができる。この規定は「減価償却資産の種類、構造若しくは用途、細目又は耐用年数が同一であるため規則第18条《種類等を同じくする減価償却資産の償却限度額》の規定により一の償却計算単位として償却限度額を計算している2以上の減価償却資産について、その一部の資産の除却等があった場合におけるその除却等による損益の計算の基礎となる帳簿価額は、次に掲げる場合に並び、次による。」とあり、さらにその後「(1)償却費の額が個々の資産に合理的に配賦されている場合 除却等があった資産の除却等の時の帳簿価額(2)（省略）」と続いている。

これは、同じ種類の複数の資産をひとつの資産（以下、グループ資産という）とみなして償却限度額等を計算している場合のそのグループ資産の一部が除却された場合の取り扱いである。この規定によれば、グループ資産全体の償却費がグループ資産の中のそれぞれの資産に合理的に割り当てられている場合には、その割り当て後の未償却残高を費用または損失とすることができるというものである。

この規定の中の「償却費の額が個々の資産に合理的に配賦されている場合」とは、たとえばグループ資産全体の償却額を個々の資産にかかる取得価額や償却限度額の比により按分している場合などを指す。そのため、この規定に沿った形での償却資産管理をするのであれば、予め将来の除却等による資産の減額を予見して、償却資産等の取得価額を細分化管理しておくことが必要となる。

このように、資産の水ぶくれを回避するための償却資産管理システムによって、減額の対象となる資産の未償却残高を的確に費用または損失とすること自体は、何ら恣意性の介在する余地はないものと言える。

12 地震にも対応できる唯一の償却資産管理システムと除却会計

時価会計が導入されている昨今、日本のような地震大国において償却資産管理システムと除却会計は、さらなる力を発揮する。

地震等の災害が起きた場合に企業が適用する条文及び法規は、法人税法33条2項（災害時における資産の評価の損金算入）であり、通達においては、法基通7-8-6（災害の場合の資本的支出と修繕費の区分の特例）である。

法人税法33条2項によって、固定資産の評価損を計上するにしても、建物・設備等の事細かな実体を把握していなければ、その正確な金額を決定することは不可能である。固定資産の実態を把握しないままに評価損を計上すれば、恣

意性が多分に生じる結果となる。

また、法基通7-8-6の規定を用いれば、企業にとって納得いく程の金額を、損金計上することは是認されない。また、消滅した資産は、帳簿から削除されないまま決算書上に存在することになり、資産の帳簿価額は実体を反映しなくなってしまう。

つまり、どちらも災害等に関する条文・規定であるものの、的確に損金計上することすらできず、決算書の重要性という観点に関しても、ほとんど考慮されていない。これでは債権者・投資家に対して公正な決算報告を阻害する恐れが生じる。

償却資産管理システムと除却会計を用いれば、地震で破損した部分を的確に把握することができるため、その資産の減額分を計上することができる。その結果、正確な会計情報を投資家・債権者に提供することとなる。公正な決算書の作成と、税額を減少することが、如何に連動しているかがよくわかる。

償却資産管理システムと除却会計の根底に流れている理念は、「あるがものを、あるがまま」に捉える「公正」という理念である。

たとえ、災害で深刻なダメージを受けても、災害後の経済復興を希望するならば、この「公正」という理念は、死守されなければならない。

それ故、償却資産管理システムと除却会計は、節税効果だけではなく、広く一般債権者や現在及び将来の投資家を保護するという点や、政府等が災害等の緊急事態においてもなお公平な課税を実現できるという点において、非常に有用なシステムであるといえる。

この意味でも、償却資産管理システムと除却会計とを一体化して導入することは、一企業の会計テクニクにとどまらず、日本経済の未来

にかかわる重要な課題の一つであるといえる。償却資産の管理に日本経済の存亡が左右されると言っても過言ではない。

(注1) この理論においては、未償却残高が存在することが自ずと前提となるため、特に償却資産を連想しやすい「除却」という言葉を敢えて用いた。また除却会計における除却には、除却だけではなく、使用できなくなったとき、廃棄、滅失等も含まれる。

参考文献

- (1) 主題：資産管理業務支援ERPシステムにおける設計開発手法の構築
副題：一コンピュータを活用したFM支援システムの体系化に関する研究一
著者：大沢幸雄
掲載：日本建築学会 計画系論文集 NO.559 P.241 2002年9月
- (2) 主題：建築物ライフサイクルにおける償却資産管理手法の構築
副題：一コンピュータを活用したFM支援システムの体系化に関する研究一
著者：大沢幸雄
掲載：日本建築学会 計画系論文集 NO.574 P.153 2003年12月
- (3) 主題：減損会計における長期修繕計画立案手法
著者：大沢幸雄
掲載：日本建築学会建築生産シンポジウム第20回 P.91-98 2004年7月
- (4) 主題：内訳書をベースにした固定資産計上と長期修繕計画の手法
著者：大沢幸雄
掲載：日本建築学会 技術報告集 第21号 P.337 2005年6月